

# — シルバー人材センターの仕組み —

## 発注者

家庭・企業・公共団体等

### 仕事の発注にあたって

- 1 公益な団体ですので、収益を目的にしていません。安心して仕事をお任せいただけます。
- 2 インターネットで頼みたい仕事をお気軽にお申し込みになれます。  
●シルバーしごとネット  
<http://shigoto.sjc.ne.jp>  
電話、FAXでもお申し込みになれます。
- 3 仕事は、センターが責任を持って完成または遂行いたします。
- 4 会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、ひとりの会員が長期にわたる就業はしていません。ただし、特別な知識、技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。
- 5 事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、職業紹介事業やシルバー派遣事業として利用することができます。
- 6 高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしていません。

■ 請負または委任になじまない仕事は、職業紹介事業や一般労働者派遣事業を利用することができます。

仕事の発注/  
契約金の支払い

臨時的、短期的な  
仕事(請負・委任)

仕事の受注/  
契約内容の履行

シルバー人材センター



希望する  
職種の登録

仕事の  
提供・就業

配分金の  
支払い

## 会員

### 入会を希望される方は

- 原則60歳以上の健康で働く意欲のある方
- シルバー人材センターの趣旨に賛同していただいた方
- 入会説明を受け、入会申込書を提出した方(理事会の入会承認が必要です)
- 定められた会費を納入していただける方

### 会員がシルバー人材センターで働く場合は

- 会員は、「自主・自立、共働・共助」の理念のもとに、自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。
- 会員は、シルバー人材センターから、請負または委任およびシルバー派遣の形式により仕事を引き受けます。
- 会員は、公平な就業機会を得るため、通常、ローテーションにより就業します。
- 会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容によって配分金を受け取ります。
- 職業紹介やシルバー派遣で働いた場合は、賃金として受け取ります。

■ 仕事以外にもボランティア活動やサークル活動などにも参加できます。

### 就業規約とシルバー保険

- 会員が安全・適正に就業できるように、センターには会員の総意によって定められた就業規約(約束ごと)があります。
- 就業中または就業途上で万一けがをされた場合などには、シルバー団体保険による支払があります。

経験豊かな皆さんが  
生き生きと  
活躍しています。  
安心してお願いできます。



子育ての経験も  
活かせるのね。



これからは地域で  
仲間作りを  
したいな。